

○三条市包括ケア推進会議要綱

平成27年 7 月 1 日

告示第278号

(設置)

第1条 市民が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく暮らし続けることができるよう、保健医療サービス及び福祉サービスを有機的に連携させつつ、安定的かつ過不足なく提供できる体制の構築を推進するとともに、多分野と協働しながら、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、参加し、共生できる寛容な地域の実現に向けた仕組み（以下「三条版地域包括ケアシステム」という。）の構築に向けた検討を行うため、また、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項に規定する会議として、三条市包括ケア推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの総合調整及び提供体制の確保に関すること。
- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供に係る多職種の協働に関すること。
- (3) 寛容な地域の実現に向けた関係団体等との連携及び資源の掘り起こしに関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療介護事業の関係者
- (3) 社会福祉事業の関係者
- (4) 地域の代表者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見等の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成28年5月告示第135号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月告示第126号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月告示第189号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月告示第388号)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。